

平成 30 年 第 3 回

志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

平成 30 年第 3 回農業委員会総会会議録

召集年月日	平成 30 年 3 月 20 日 (火)					
召集の場所	志布志市松山支所 2 階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	平成 30 年 3 月 20 日 午前 9 時 00 分				
	閉会	平成 30 年 3 月 20 日 午前 11 時 10 分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	橋口 美一	○	18	道山 幸治	○
	2	上野 紀男	○	19	長岡 耕二	○
	3	中村 正人	○	20	—	—
	4	山下 昭一	○	21	萩迫 修作	○
	5	立山 富士雄	○	22	南 眞太郎	
	6	隈元 健二	○	23	原田 純一	○
	7	吉松 弘文	○	24	内村 さとみ	○
	8	前迫 重郎	○	25	小園 義行	○
	9	樽野 利秋	○	26	吉野 寅三	○
	10	谷口 泉	○	27	坪山 博志	○
	11	諏訪 光一	○	28	—	—
	12	野口 昭浩	○	29	—	—
	13	白坂 正治	○			
	14	福岡 裕幸	○			
	15	中之内 瑞穂	○			
	16	—	—			
	17	大迫 一郎	○			
会議録署名委員	席番 18 番	道山 幸治		席番 19 番	長岡 耕二	
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	福岡		次長兼農地係長	桑迫	
	主幹兼係長	新村		主任主査	永野	
	主任主査	中尾		主任主査	大野	
委員会日程名	別紙のとおり					

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第 19 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 20 号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について 議案第 21 号 農地転用事業計画変更申請の承認について 議案第 22 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 23 号 非農地証明願の承認について 議案第 24 号 農用地利用集積計画決定について 議案第 25 号 農業委員会活動の平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について 議案第 26 号 農業委員会活動の平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について 議案第 27 号 非農地通知に係る対象農地の承認について 議案第 28 号 志布志地域の農業の振興に関する計画（案）に係る意見について</p>
-----------------------	---

会長	山下	<p>ただいまから、平成 30 年第 3 回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>それでは、日程第 1、会議録署名委員の指名をいたします。</p> <p>志布志市農業委員会、会議規則第 24 条の規定により、席番 18 番、道山委員と、席番 19 番、長岡委員を指名いたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>次に日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。</p> <p>お諮りします。会期は本日 1 日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
会長	山下	<p>異議なしと認めます。よって会期は、本日 1 日限りと決定いたします。</p> <p>次に日程第 3、休会中の報告を行います。</p> <p>最初に、幹旋の経過につきまして、谷口委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	谷口	<p>12 月の総会であっせん依頼のありました〇〇さんの畑 3 筆ですが、場所的なこともあり、なかなか買い手が見つかず、〇〇さんと協議をしていたところ申し出により、あっせん打ち切りとなりました。報告を終わります。</p>
会長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>ただ今、谷口委員から、〇〇さんの土地についてあっせん打ち切りの報告がありましたが、報告どおり、打ち切りとすることに、ご異議ありませんか</p>
会場		(異議なし)
会長	山下	<p>異議なしということですので、打ち切りといたします。</p> <p>次に、上野委員の報告をお願いいたします。</p> <p>2 件、一緒をお願いします。</p>
委員	上野	<p>あっせん成立について報告いたします。</p> <p>議案書は 4 ページ、番号 13 ですが、あっせんの農地は有明町蓬原字大迫の 3 筆、畑 6,640 m²で、譲受者は有明町蓬原〇〇番地の〇〇さん 27 歳です。〇〇製茶を経営されております。あっせん成立日は、平成 30 年 2 月 27 日で、価格は 10 a 当たり 70 万円で総額 465 万円でした。</p> <p>次に番号 14 の〇〇さん分を報告いたします。</p> <p>あっせんの農地は有明町蓬原字大迫の 1 筆、畑 6,562 m²で、譲受者は、同じく有明町蓬原〇〇番地の〇〇さん 27 歳です。土地の場所は 13 番の手</p>

<p>会長 山下</p>	<p>前になります。あっせん成立日は、平成 30 年 2 月 27 日で、価格は 10 a 当たり 70 万円で総額 455 万円でした。あっせん成立の報告を終わります。</p> <p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、立山委員の報告をお願いいたします。</p>
<p>委員 立山</p>	<p>番号 15 について、あっせんが成立しましたので報告いたします。</p> <p>土地は、有明町野神字中牧の 1 筆、畑、3,440 m²で、譲受人は、有明町野神〇〇番地〇の〇〇さんです。〇〇さんは、繁殖牛 80 頭、キャベツ、人参等を約 10 ヘクタール息子さん夫婦と従業員 2 名で経営されております。</p> <p>あっせん成立日は、平成 30 年 2 月 27 日で、私と樽野委員で行いました。価格は 204 万円でした。以上で報告を終わります。</p>
<p>会長 山下</p>	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、野口委員の報告をお願いいたします。</p>
<p>委員 野口</p>	<p>それでは、あっせん成立の報告をいたします。</p> <p>番号 16 ですが、土地は、有明町野井倉字山添の田 1 筆、983 m²で、譲受人は、〇〇さんです。〇〇さんは、〇〇の娘さんになりまして構成員でもあります。</p> <p>畑がつながるということで買っていただきました。</p> <p>あっせん成立日は、平成 30 年 2 月 26 日で、価格は 20 万円でした。以上です。</p>
<p>会長 山下</p>	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、私の関係分について、報告いたします。</p> <p>3 月 4 日、都城志布志道路通り始め式及び開通式典が有明北インターチェンジ、有明地区公民館で開催されました。</p> <p>3 月 6 日、県農業会議理事会がマリンプレスかごしまで開催されました。</p> <p>3 月 7 日、県農業会議の天津局長が来庁され、農地集約の推進等について説明がありました。</p> <p>次に、日程第 4、議案第 19 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>今回は、12 件の申請でございます。</p> <p>まず、6 ページ、番号 19 番を審議いたします。</p> <p>番号 19 番と番号 20 番は、譲受人が同一であるため、一緒に説明を受けたいと思いますがご異議ありませんか。</p>

会場		(異議なし)
会長	山下	異議なしと認めます。
		小園委員説明をお願いいたします。
委員	小園	会長から依頼のありました、19番と20番を報告いたします。
		19番ですが、譲渡人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんでございます。
		20番が、譲渡人は、霧島市溝辺町麓〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんでございます。
		19番の場所ですが、志布志町内之倉大野原で議案書に記載されているとおりです。
		20番も、志布志町内之倉大野原で議案書に記載されているとおりでございます。
		この場所ですけれども、志布志町田ノ浦に井久保自治会があります。その自治会の中心の所に井久保公民館があります。それを志布志方面に向かって200メートル程進み、さらにそこを左に30メートル程進んだ左手の土地でございます。
		譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの株式会社〇〇代表取締役 〇〇さんでございます。
		本人の事務所からは、約10分のところにあります。
		株式会社〇〇さんは、デントコーン、ケール、キャベツ、ピーマンを栽培されておりまして、申請地にはデントコーン、ケール、キャベツをそれぞれ作付けしたいとのことございました。
		トラクター15台を所有されております。
		以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。
		ご審議よろしく申し上げます。
会長	山下	はい、ご苦労さまでした。
		まず、番号19番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
会長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。

会場		(異議なし)
会長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 20 番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
会長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
会長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 21 番を審議いたします。 番号 21 番は、7 ページに続きます。 橋口委員説明をお願いいたします。
委員	橋口	会長より依頼のありました、番号 21 を報告いたします。 譲渡人は、福岡県北九州市八幡西区光貞台〇丁目〇〇番〇号にお住まいの〇〇さん、譲受人は、志布志市志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。 申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、森山小学校から道重集落の方に進んだ所にあります。 本人宅からは、約 15 分のところにあります。 〇〇さんは、焼酎用甘藷を栽培しており、申請地には、基盤整備をした後に普通水稻を作付けするとのことでした。 農機具は、トラクター、田植機、バインダー、ハーベスターなどを保有されています。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方よろしくお願ひします。
会長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
会長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)

会長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、8ページ、番号22番を審議いたします。</p> <p>番号22番と番号23番は、譲受人が同一であるため、一緒に説明を受けたいと思いますがご異議ありませんか。</p>
会場		(異議なし)
会長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>事務局で説明をお願いいたします。</p>
主任主査	大野	<p>はい議長、それでは議案第19号、農地法第3条の規定による許可申請の番号22番、23番は、譲受人が同じですので同時に説明申しあげます。</p> <p>議案書は、8ページです。</p> <p>まず、譲渡人は都城市宮島町にお住まいの〇〇さん78歳と曾於市末吉町南之郷にお住まいの〇〇さん78歳、譲受人は曾於市大隅町岩川にお住まいの〇〇さん67歳です。</p> <p>申請地は、記載されておりますとおりでございますが、畑が5筆で10,198平方メートルです。</p> <p>〇〇さんは認定農業者であるため、本日はお呼びしておりません。</p> <p>今回の申請地の場所でございますが、県道塗木大隅線を泰野から新橋方向に進みますと右手に半下石建設があります。そこから都城方向に2km進んでいくと原口商店があります。そこから北東方向に1km進んだ末吉町塚に5筆にあります。</p> <p>〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料2ページののとおりでございます。申請地には甘藷、大根を作付けしていくとの事であります。</p> <p>通作距離は自宅から7km、車で10分以内との事です。</p> <p>申請事由は譲渡人につきましては労力不足、譲受人につきましては規模拡大でございます。</p> <p>以上のことより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>以上で、番号22番、23番について説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
会長	山下	<p>はい、それでは、番号22番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)

会長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めること にご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
会長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 23 番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ござ いませんか。
会場		(なし)
会長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めること にご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
会長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 24 番を審議いたします。 大迫委員説明をお願いいたします。
委員	大迫	会長より依頼のありました、番号 24 番について報告いたします。 譲渡人は、愛知県名古屋市東区東大曾根町〇〇番〇号〇〇マンション〇 〇号にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市松山町新橋〇〇番地 にお住まいの〇〇さんです。 申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、自動車 道松山インターから西に 100 メートル位行くと仮屋公民館がございます。 その裏側に 2 筆とも隣接しています。 本人宅からは、車で約 2 分のところがございます。 譲受人は、和牛生産と水稻を栽培され、申請地には水稻を作付けすると のことでした。 農機具は、トラクター 3 台、田植機 1 台、コンバイン 1 台を保有されて います。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条 の適格者と思われま。また周囲の状況からも支障はないと思われま。 ご審議方よろしくお願ひします。
会長	山下	はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ござ いませんか。
会場		(なし)
会長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めること

		<p>にご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会場		
会長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、9ページ、番号25番を審議いたします。</p> <p>吉野委員説明をお願いいたします。</p>
委員	吉野	<p>会長より依頼のありました、番号25番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町志布志〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、安楽の山宮神社前の市道を北へ500メートル進んだ所に大きな右カーブがございますが、そこに〇〇さんの宅地と牛舎があります。そのカーブを真っ直ぐ50メートル進んだ左手にあります。</p> <p>〇〇さんの自宅の隣接地になります。</p> <p>〇〇さんは、乳牛約30頭を息子夫婦と4人で経営をされておりまして大型機械等から必要な機械類は全て保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
会長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
会長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
会長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号26番を審議いたします。</p> <p>吉松委員説明をお願いいたします。</p>
委員	吉松	<p>会長より依頼のありました、番号26について報告をします。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町志布志〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん、譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇 〇〇号にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、志布志</p>

	<p>から田之浦末吉町高岡方面に向かう県道 65 号南之郷志布志線を森山方向に行きますと、志布志家畜指導センターがありますが、その手前から市道 12 号樽野大越線が始まり、約 1 キロ行き、右に 500 メートル坂を上った左側にあります。</p> <p>本人宅からは、約 15 分のところにございます。</p> <p>〇〇さんは、農業公社の研修生として 1 年が経過しておりますが、今回、たまたま譲渡人の〇〇さんが自己都合でピーマン栽培をやめることになり、ピーマン栽培ができるビニールハウス 2 棟を始め、倉庫、諸機材機具まで全てを譲って貰うことになったので、研修生も 1 年で辞め、今回、自立することとなったものです。</p> <p>家族は、奥さんと、後継者を目指して鹿屋農業高校に在籍している長男との 3 名です。</p> <p>〇〇さんの所有面積は 50a 未満ですが、ハウス園芸等、集約的経営を行う場合に基つき、農地法施行令第 6 条第 3 項第 1 号に該当しております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>	
会長	山下	はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
会長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
会長	山下	異議なしと認めます。
		次に、番号 27 番を審議いたします。
		内村委員説明をお願いいたします。
委員	内村	<p>会長より依頼のありました、番号 27 を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町志布志〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市志布志町内之倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、2 筆とも市道片野十文字原 1 号線にある小岩屋自動車から東へ 1 キロ程進んだ道路南側に位置します。</p>

		<p>〇〇さん宅から、車で約5分のところにございます。</p> <p>〇〇さんは、妻と近くに住んでいる息子と従業員2人を常時雇用されており、主に青果用甘藷と加工甘藷を栽培しており、申請地には甘藷を作付けするとのことでした。</p> <p>農機具は、トラクター3台、掘り取り機、トラック、軽トラを保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
会長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
会長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
会長	山下	<p>異議なしと認めまます。</p> <p>次に、10ページ、番号28番を審議いたします。</p> <p>野口委員説明をお願ひいたします。</p>
委員	野口	<p>会長より依頼のありました、番号28番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、志布志自動車学校の方から宇土鼻の方向に進み2番目の信号を左折して、200メートル程進んだ所の右側の方の土地になります。</p> <p>本人宅からは、約100メートルのところにあります。</p> <p>〇〇さんは、夫婦で水稻と甘藷を作付けされておひ、申請地には甘藷を作付けするとのことでした。</p> <p>農機具は、トラクター、バインダーを保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
会長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきてなにかご意見ござ</p>

		<p>いませんか。</p> <p>(なし)</p>
会場		
会長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		<p>(異議なし)</p>
会長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 29 番を審議いたします。</p> <p>樽野委員説明をお願いいたします。</p>
委員	樽野	<p>会長より依頼のありました、番号 29 番について報告いたします。</p> <p>譲渡人は、岐阜県可児市緑ヶ丘〇丁目〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町野神〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、野神のヒロ電気店より、立本集落の方へ 1.8 キロ程進んだところにあります。</p> <p>本人宅からは、2、3分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、甘藷と、キャベツを主に栽培しており、申請地には甘藷を作付けするとのことでした。</p> <p>農機具は、トラクター、耕運機を保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われま。また周囲の状況からも支障はないと思われま。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
会長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		<p>(なし)</p>
会長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		<p>(異議なし)</p>
会長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 30 番を審議いたします。</p> <p>上野委員説明をお願いいたします。</p>
委員	上野	<p>会長より依頼のありました、番号 30 番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町野神〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 24 歳で</p>

		<p>す。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、自宅より2キロの所の中野運動場の南西で、中野納骨堂の隣になります。</p> <p>本人宅からは、車で約5分のところになります。</p> <p>〇〇さんは、兼業農家で、父と2人でキャベツ、焼酎用甘藷、ポテトを栽培しており、申請地にも甘藷糖を作付けするとのことでした。</p> <p>農機具は、トラクター5台保有されており、また、農業公社も利用されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
会長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
会長	山下	<p>ご意見もないようでございませぬので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
会長	山下	<p>異議なしと認めませぬ。</p> <p>よって日程第4、議案第19号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり決定をいたしました。</p> <p>次に、日程第5、議案第20号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。</p> <p>最初に12ページ、番号8番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、上野委員の報告をお願ひいたします。</p> <p>議案第20号、番号8番についてご報告いたします。</p> <p>調査日は3月5日、調査委員は樽野委員、野口委員と私と事務局より1名と農政畜産課より1名が同席されませぬ。</p> <p>申請人は、志布志市有明町山重〇〇番地〇の〇〇さんです。</p> <p>譲渡人は、野神にお住まいの〇〇さん、譲受人は、山重にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。別紙資料は8頁～10頁になります。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p>
委員	上野	

		<p>場所は、森林組合より2キロ行った田淵興業の近くでございます。</p> <p>変更後の用途は貸車両置場です。</p> <p>周囲の状況は、北側は畑、東側は公衆用道路、南側は公衆用道路、西側は宅地です。排水につきましては、東の道路側溝に流すとのことでございます。</p> <p>申請地は第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われまます。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農用地より除外しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
会長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
会長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
会長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号9番を審議いたします。</p>
委員	野口	<p>現地を調査された、野口委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案第20号、番号9番についてご報告いたします。</p> <p>調査日は3月5日、調査委員は上野委員、樽野委員と私です。</p> <p>申請人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇 〇〇棟の〇〇さんです。</p> <p>譲渡人は、有明町野井倉にお住まいの〇〇さん、譲受人は、有明町野井倉にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。別紙資料は11頁～13頁になります。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、市役所本庁の200メートルのところにあります。</p> <p>変更後の用途は農家住宅です。</p> <p>周囲の状況は、北側は畑、東側も畑、南側も畑、西側は公衆用道路です。</p> <p>排水につきましては、道路側溝に流すとのこととです。</p> <p>申請地は、市役所の近くにあり、第3種農地の300メートル区域内農地</p>

		<p>に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、事業計画変更しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
会長	山下	<p>はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場		<p>(なし)</p>
会長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場		<p>(異議なし)</p>
会長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、 番号 10 番を 審議いたします。</p> <p>現地を調査された、上野委員の 報告をお願いいたします。</p>
委員	上野	<p>議案第 20 号、番号 10 番について報告をいたします。</p> <p>調査日は 3 月 5 日、調査委員は樽野委員、野口委員と私でございます。</p> <p>また、事務局より 1 名、農政畜産課より 1 名が同席されました。</p> <p>申請人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇の〇〇さんです。</p> <p>譲渡人は、有明町伊崎田にお住まいの〇〇さん、譲受人は、有明町野井倉にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。 別紙資料は 14 頁～16 頁になります。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、伊崎田鍋の点滅信号機から東へ約 800 メートルの所にあります。</p> <p>除外の目的は、農家住宅です。</p> <p>周囲の状況は、北側は宅地、東側は公衆用道路、南側は宅地、西側は畑です。排水は、東の道路側溝に流すとのことです。</p> <p>申請地は 10 ヘクタール以上の広がりがあり、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われま</p> <p>す。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農用地より除外しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>

会長	山下	はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
会長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
会長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 11 番を 審議いたします。 同じく、現地を調査された、上野委員の 報告をお願いいたします。
委員	上野	議案第 20 号、番号 11 番についてご報告いたします。 調査日は 3 月 5 日、調査委員は樽野委員、野口委員と私でございます。 また、事務局より 1 名、農政畜産課より 1 名が同席されました。 申請人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地〇の有限会社〇〇代表取締役〇〇さんです。 譲渡人は、有明町伊崎田にお住まいの〇〇さん、譲受人は、有明町伊崎田にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。別紙資料は 17 頁～19 頁になります。 申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。 場所は、伊崎田鍋の点滅信号機を北側へ約 300 メートル行った西側にあたります。 変更後の用途は農業用施設で車庫・倉庫でございます。 周囲の状況は、北側は畑、東側は公衆用道路、南側は畑、西側は山林です。 申請地は農用地区域内農地で、10ha 以上の広がりがあり第一種農地に該当します。農用地区域内の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われます。 以上のことにより、調査員協議の結果、事業計画変更しても問題ないとの意見の一致をみました。 ご審議方、よろしく申し上げます。
会長	山下	はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。

会場		(なし)
会長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。用途区分の変更を認めることに、ご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
会長	山下	異議なしと認めます。 次に、 番号 12 番を 審議いたします。 現地を調査された、野口委員の 報告をお願いいたします。
委員	野口	議案第 20 号、番号 12 番についてご報告いたします。 調査日は 3 月 5 日、調査委員は上野委員、樽野委員と私です。 申請人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地の〇〇さんです。 譲渡人は、鹿児島市天保山町にお住まいの〇〇さん、譲受人は、有明町野井倉にお住まいの〇〇さんです。立会人は、代理人の〇〇さんでした。 別紙資料は 20 頁～23 頁になります。 申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。 場所は、市役所本庁の直ぐ前になります。 変更後の用途は一般住宅です。 周囲の状況は、北側は宅地、東側は畑、南側も畑、西側は公衆用道路です。ここは、住宅が農地にかかっており、年数も経過しており、法令順守も踏まえ始末書付きの申請となっております。 申請地は、市役所の近くにあり、第 3 種農地の 300 メートル以内農地に該当します。 以上のことにより、調査員協議の結果、事業計画変更しても問題ないとの意見の一致をみました。 ご審議方、よろしく申し上げます。
会長	山下	はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
会長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
会長	山下	異議なしと認めます。 よって、日程第 5、議案第 20 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る

<p>委員 道山</p>	<p>意見については、計画変更を認めるよう、市長に提出することに決定をいたしました。</p> <p>次に、日程第6、議案第21号、農地転用事業計画変更申請の承認についてを議題といたします。</p> <p>14ページ、番号1番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、道山委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案第21号、番号1番について報告いたします。</p> <p>調査日は3月5日、調査委員は中村委員、内村委員と私と事務局より2名が同席されました。総会資料につきましては、24頁から26頁をご覧ください。</p> <p>申請人は、志布志市志布志町志布志〇〇番地〇の〇〇さんです。</p> <p>譲渡人は、志布志町志布志にお住まいの〇〇さん、譲受人は、志布志町志布志にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりでございます。</p> <p>場所は、志布志町にありますホテルびろうから志布志駅に向かい、市道昭和弓場ケ尾線を南へ100メートル程進んだ道路沿いの東側に位置します。</p> <p>変更後の用途ですが、</p> <p>今回の変更ですが、当初、計画どおり進める予定でありましたが本人が体調を崩し履行できなくなり、今回、譲受人であります〇〇さんが買いたい土地を探していたところ、この土地が見つかり購入を申請したということでございました。</p> <p>変更後の用途は賃貸住宅でございます。</p> <p>周囲の状況は、北側は宅地、東側も宅地、南側は畑、西側は公衆用道路です。生活排水につきましては、合併浄化槽になります。雨水等も道路側溝に流すということでした。</p> <p>申請地は、都市計画地域の用途区域が定められた区域内にあるため、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、事業計画変更しても問題ないとの意見の一致をみましましたので、ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
<p>会長 山下</p>	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ご</p>

<p>会場</p> <p>会長 山下</p> <p>会場</p> <p>会長 山下</p> <p>委員 中村</p>	<p>ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。事業計画変更を認めることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 6、議案第 21 号、農地転用事業計画変更協議に係る意見については、変更を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 7、議案第 22 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>最初に、16 ページ、番号 10 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された中村委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案第 22 号、番号 10 番についてご報告いたします。</p> <p>調査日は 3 月 5 日、調査委員は道山委員、内村委員と私中村と、事務局から 2 人出席のもと調査いたしました。</p> <p>譲渡人は、鹿児島市玉里団地〇丁目〇〇番〇号にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、鹿児島市西別府町〇〇番地〇〇にお住まいの株式会社〇〇代表取締役 〇〇さんです。立会人は、株式会社〇〇 〇〇さんでした。</p> <p>総会資料は 27 頁から 29 頁になります。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、松山の道の駅から曾於市に向かって 1 キロ進んで左折して進みますと豊留集落の納骨堂があります。そこを右に 200 メートル進んだところにございます。</p> <p>転用目的は太陽光発電施設でございます。</p> <p>周囲の状況は、北側は山林、東側は宅地、南側は畑、西側も畑です。排水につきましては、溜めますを作って排水路に流すとのことでした。</p> <p>申請地は 10 ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはいつていないため第 2 種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
--	---

会長	山下	はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
会長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
会長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 11 番を審議いたします。 番号 11 番は、先ほどの議案第 21 号、農地転用事業計画変更協議に係る意見についての番号 1 番で審議されましたところの 5 条申請でございます。 これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
会長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
会長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 12 番を審議いたします。 現地を調査された道山委員の報告をお願いいたします。
委員	道山	議案第 22 号、番号 12 番についてご報告いたします。 調査日は 3 月 5 日、調査委員は中村委員、内村委員と私、事務局から 2 人出席のもと調査いたしました。 総会資料につきましては、30 頁から 32 頁をご覧ください。 譲渡人は、神奈川県横浜市栄区上郷町〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんでございます。譲受人は、志布志市志布志町志布志〇〇番地〇 〇棟にお住まいの〇〇さんです。立会人は、代理人の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。 場所は、志布志郵便局から市道昭和弓場ケ尾線を北へ 800 メートル進み、そこから西へ 150 メートル程進んだ北側に位置します。 転用目的は一般住宅でございます。 周囲の状況は、北側は山林、東側は雑種地、南側は宅地、西側は山林です。排水につきましては、合併浄化槽を設置して道路側溝を利用するとの

		<p>ことでした。</p> <p>申請地は都市計画用途が定められた区域であるため第3種農地の都市計画用途区域内農地に該当いたします。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
会長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
会長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
会長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、17 ページ、番号 13 番を審議いたします。</p>
委員	中村	<p>現地を調査された中村委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案第 22 号、番号 13 番についてご報告いたします。</p> <p>総会資料は 33 頁から 38 頁になります。</p> <p>調査日は 3 月 5 日、調査委員は道山委員、内村委員と私、事務局から 2 人出席のもと調査いたしました。</p> <p>譲渡人は、鹿児島市魚見町〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、代理人の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、安楽小学校から市道安楽線を港方向に向かいまして 1 キロ進み、そこから西へ 100 メートルの所に松崎農機店がありますが、そこから南へ 100 メートル進んだ所にあります。</p> <p>転用目的は一般住宅でございます。</p> <p>周囲の状況は、北側は畑、東側も畑、南側は宅地、西側は公衆用道路です。排水につきましては、市道側溝を利用することとさせていただきます。</p> <p>申請地は 10 ヘクタール以上の広がりもなく、都市計画用途地域内の区域から概ね 500 メートル以内にあるため、第 2 種農地の市街地近接農地に該当します。</p>

<p>会長 山下</p>	<p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみましたので、ご審議方、よろしく申し上げます。</p> <p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場</p>	<p>(なし)</p>
<p>会長 山下</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
<p>会場</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>会長 山下</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 14 番を審議いたします。</p> <p>同じく、現地を調査された中村委員の報告をお願いいたします。</p>
<p>委員 中村</p>	<p>議案第 22 号、番号 14 番についてご報告いたします。</p> <p>調査日は 3 月 5 日、調査委員は道山委員、内村委員と私、事務局から 2 人出席のもと調査いたしました。別紙説明資料は 36 頁から 38 頁になります。</p> <p>譲渡人は、東京都荒川区西尾久〇丁目〇番〇〇号 〇〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、鹿屋市寿〇丁目〇〇番〇号にお住まいの株式会社〇〇代表取締役 〇〇さんです。立会人は、株式会社〇〇代表取締役 〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、安楽小学校から港に向かいますと、安楽郵便局がございますが、郵便局の斜め向かい側でございます。</p> <p>転用目的は建売住宅でございます。</p> <p>周囲の状況は、北側は宅地、東側は公衆用道路、南側は畑、西側も畑です。排水につきましては、30 センチぐらい土地を埋め立てて、市道側溝を利用することでした。</p> <p>申請地は 10 ヘクタール以上の広がりがあり、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われま</p> <p>す。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p>

会長	山下	ご審議方、よろしくお願ひします。 はい、ご苦勞さまでございました。これにつきてなにかご意見ございませぬか。
会場		(なし)
会長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませぬか。
会場		(異議なし)
会長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 15 番を審議いたします。 現地を調査された内村委員の報告をお願ひいたします。
委員	内村	議案第 22 号、番号 15 番について報告します。 調査日は 3 月 5 日、調査委員は中村委員、道山委員と私内村と、事務局が 2 名でした。 譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地の〇〇です。譲受人は、鹿児島市鴨池新町〇番〇号にお住まいの株式会社〇〇鹿児島支店支店長 〇〇さんです。立会人は、株式会社〇〇鹿児島支店の〇〇さんでした。 別紙説明資料は 39 頁から 41 頁になります。 申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。 場所は、市道町原線をホテルびろうから志布志中学校へ 400 メートル程進んだところではす。 転用目的は通路兼資材置場ではす。 目的地には、携帯電話の基地局を建設することに伴ひ工事用車両の通路及び資材置き場として一時転用するものではす。 周囲の状況は、北側は公衆用道路、東側は畑、南側は宅地、西側は畑ではす。 申請地は、都市計画地域の用途区域が定められた区域内にあるため、第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。 ご審議方、よろしくお願ひします。
会長	山下	はい、ご苦勞さまでございました。これにつきてなにかご意見ございませぬか。

会場		(なし)
会長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
会長	山下	異議なしと認めます。 次に、18 ページ、番号 16 番を審議いたします。 現地を調査された道山委員の報告をお願いいたします。
委員	道山	それでは、議案第 22 号、番号 16 番についてご報告いたします。 調査日は 3 月 5 日、調査委員は中村委員、内村委員と私、事務局から 2 人出席のもと調査いたしました。 総会資料につきましては 42 頁から 44 頁をご覧ください。 譲渡人は、志布志市志布志町夏井〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。 譲受人は、宮崎県串間市大字西方〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。 立会人も、〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。 転用目的は一般住宅です。 周囲の状況は、北側は公衆用道路、東側は畑、南側は畑、西側は山林でございます。排水につきましては、合併浄化槽を設置して道路側溝へ流すということで問題はございません。 申請地は 10 ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはいつていないため第 2 種農地のその他の農地に該当します。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみましましたので、ご審議方、よろしくお願ひします。
会長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
会長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
会長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 17 番を審議いたします。 番号 17 番は、平成 29 年 11 月総会の議案第 86 号、農業振興地域整備計

		<p>画変更協議に係る意見についての番号 18 番で審議されましたところの5条申請でございます。</p> <p>これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
会長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
会長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 18 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された樽野委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	樽野	<p>議案第 22 号、番号 18 番についてご報告いたします。</p> <p>調査日は 3 月 5 日、調査委員は上野委員、野口委員と私、事務局から 1 人出席のもと調査いたしました。</p> <p>別紙説明資料は 45 頁から 47 頁になります。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町野神〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、兵庫県神戸市西区持子〇丁目 〇〇ビル〇F にお住まいの有限会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、有限会社〇〇支店長の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、野神のヒロ電気店より公衆用道路を立本のほうへ 800 メートル行った右側にあります</p> <p>転用目的は太陽光発電施設です。</p> <p>周囲の状況は、北側は山林、東側も山林、南側も山林、西側は公衆用道路です。排水につきましては、溜めますを設けて道路側溝に流すとのことでした。</p> <p>申請地は 10 ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはいつていないため第 2 種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
会長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>

会場		(なし)
会長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
会長	山下	異議なしと認めます。 次に、19 ページ、番号 19 番を審議いたします。 同じく、現地を調査された樽野委員の報告をお願いいたします。
委員	樽野	議案第 22 号、番号 19 番についてご報告いたします。 調査日は 3 月 5 日、調査委員は上野委員、野口委員と私、事務局から 1 人出席のもと調査いたしました。 総会資料は 48 頁から 50 頁になります。 譲渡人は、志布志市有明町野神〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。 譲受人は、志布志市有明町野神〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、代理人の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。 場所は、山重の宮崎みどり製菓大隅工場より、北へ 200 メートルのところです。 転用目的は一般住宅です。 周囲の状況は、北側は畑、東側も畑、南側は宅地、西側は公衆用道路です。排水につきましては、公衆用道路側溝を利用するとのことでした。 申請地は 10 ヘクタール以上の広がりがあり、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われま す。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。 ご審議方、よろしく申し上げます。
会長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
会長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。

会場		(異議なし)
会長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第7、議案第22号、農地法第5条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第8、議案第23号、非農地証明願の承認についてを議題といたします。</p> <p>まず、21ページ、番号7番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、内村委員説明をお願いいたします。</p>
委員	内村	<p>議案第23号、番号7番について報告します。</p> <p>調査日は3月5日、調査委員は中村委員、道山委員と私内村と、事務局2人でした。</p> <p>申請人は、志布志市志布志町志布志〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>立会人は代理人で司法書士の〇〇さん本人でした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>別紙資料は51ページから53ページです。</p> <p>場所は、志布志町にあるホテルびろうから志布志駅に向かう市道昭和場ヶ尾線をホテルびろうから南へ50メートル程進んだ市道町原線と交わる交差点付近東側に位置します。</p> <p>周囲の状況ですが、北側は公衆用道路、東側も公衆用道路、南側は宅地、西側は公衆用道路です。</p> <p>申請地は、昭和50年頃から耕作しておらず、借り手もなく雑木が茂り原野化しており、農地復元困難な状況でした。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願いいたします。以上報告を終わります。</p>
会長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
会長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)

会長	山下	異議なしと認めます。
		次に、番号8番を審議いたします。
		同じく、現地を調査された、内村委員説明をお願いいたします。
委員	内村	議案第23号、番号8番について報告いたします。
		調査日は3月5日、調査委員は中村委員、道山委員と私と、事務局から2人でした。
		申請人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。
		立会人は司法書士の〇〇さんでした。
		申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。
		別紙資料は54ページから56ページになります。
		場所は、市道町原場ケ尾線を港方面からホームマン方向に向かいグリーンロードと志布志線と交わる交差点から北へ400メートル進んだ所にある南九州不動産所有のアパートのアークの森入口付近です。
		周囲の状況ですが、北側は公衆用道路、東側も公衆用道路、南側は宅地、西側は畑です。
		ここは、面積が狭く細長い土地のため、農地と利用することは困難で、又、30年以上耕作されておらず原野化しておりました。
		以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくをお願いいたします。以上報告を終わります。
会長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
会長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
会長	山下	異議なしと認めます。
		次に、番号9番を審議いたします。
		現地を調査された、野口委員説明をお願いいたします。
委員	野口	議案第23号、番号9番を報告いたします。
		別紙資料は57ページから59ページになります。
		調査日は3月5日、調査委員は上野委員、樽野委員と私です。

	<p>申請人は、日置市伊集院町妙円寺〇丁目〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>立会人は〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、有明の押切の国道沿いに以前ニシムタがありましたが、その近くに位置します。</p> <p>周囲の状況ですが、北側は雑種地、東側は田、南側も田、西側は雑種地です。</p> <p>申請地は、30年以上耕作されておらず、山林化しておりました。農地復元は困難な状況です。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願いいたします。以上報告を終わります。</p>	
会長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
会長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
会長	山下	異議なしと認めます。
		よって日程第8、議案第23号、非農地証明願の承認については、非農地と証明することに決定いたしました。
		次に、日程第9、議案第24号、農用地利用集積計画決定についてを議題といたします。
		最初に、所有権の移転について事務局で説明いたします。
次長兼係長	桑迫	はい議長。
		それでは、議案第24号の農用地利用集積計画決定の所有権の移転分についてご説明いたします。
		議案書は、23ページから26ページとなっております。
		最初に23ページの総括表についてご説明致します。
		公告日は平成30年3月30日で、田が4,861㎡、畑が15,972㎡です。所有権を移転する者6人、所有権の移転を受ける者7人で、売買によるもので

す。

次に、24ページから26ページの所有権移転の計画について、ご説明いたします。

24ページの番号10の所有権を移転する者は、松山町尾野見の〇〇さんです。移転を受ける者は、松山町尾野見の農事組合法人〇〇代表理事〇〇さんで、イチゴの規模拡大を図るということです。

設定面積は、3筆で4,656㎡の畑で、土地代金は180万円です。移転時期等につきましては、平成30年4月10日を予定しております。

次に番号11の所有権を移転する者は、松山町尾野見の〇〇さんです。移転を受ける者は、松山町尾野見の〇〇さんで、稲作の規模拡大を図るということです。

設定面積は、2筆で2,086㎡の田で、土地代金は30万円です。移転時期等につきましては、平成30年4月10日を予定しております。

次に番号12の所有権を移転する者は、松山町新橋の〇〇さんです。移転を受ける者は、松山町新橋の〇〇さんで、甘藷の規模拡大を図るということです。

設定面積は、2筆で4,317㎡の畑で、土地代金は80万円です。移転時期等につきましては、平成30年4月10日を予定しております。

続きまして、25ページ、番号13の所有権を移転する者は、松山町新橋の〇〇さんです。移転を受ける者は、松山町新橋の〇〇さんで、稲作の規模拡大を図るということです。

設定面積は、1筆で2,775㎡の田で、土地代金は81万円です。移転時期等につきましては、平成30年4月10日を予定しております。

次に番号14の所有権を移転する者は、有明町伊崎田の〇〇さんです。移転を受ける者は、有明町伊崎田の〇〇さんで、茶生産の規模拡大を図るということです。

設定面積は、3筆で5,796㎡の畑で、土地代金は300万円です。移転時期等につきましては、平成30年4月10日を予定しております。

次に番号15の所有権を移転する者は、有明町伊崎田の〇〇さんです。移転を受ける者は、有明町伊崎田の〇〇さんで、甘藷の規模拡大を図るということです。

設定面積は、4筆で6,999㎡の畑で、土地代金は280万円です。移転時期

	<p>等につきましては、平成30年4月10日を予定しております。</p> <p>続きまして、26ページ 番号16の所有権を移転する者は、鹿屋市祓川町の〇〇さんです。移転を受ける者は、有明町蓬原の株式会社〇〇 代表取締役〇〇さんで、茶生産の規模拡大を図るということです。</p> <p>設定面積は、4筆で12,105㎡の畑で、土地代金は700万円です。移転時期等につきましては、平成30年4月10日を予定しております。</p> <p>最後に番号17の所有権を移転する者は、有明町伊崎田の〇〇さんです。移転を受ける者は、有明町伊崎田の〇〇さんで、茶生産の規模拡大を図るということです。</p> <p>設定面積は、1筆で3,216㎡の畑で、土地代金は241万円です。移転時期等につきましては、平成30年4月10日を予定しております。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。</p>	
会長	山下	<p>ただいま説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
会長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
会長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画の、利用権の設定、利用権の転貸について事務局で説明いたします。</p>
主幹兼係長	新村	<p>議案第24号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書は、27頁から106頁となっております。</p> <p>通常分と志布志市農業公社分と転貸の3つに分けてご説明申し上げます。まずは、議案書27頁の利用権設定の総括表を説明いたします。</p> <p>公告日は平成30年3月30日で、始期は平成30年4月1日となります。</p> <p>設定期間が、1年から20年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。</p> <p>利用権の設定面積は、田が3万5,197㎡、畑が34万9623.45㎡で、樹園地が17万4,428㎡で、合計しますと55万9,248.45㎡となり、うち更新分は5万9,307㎡となっております。</p>

利用権の設定をする者の数が173名で、利用権の設定を受けようとする者の数が45名であります。

利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より128名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。

詳細につきましては、28頁から96頁の明細表をご確認ください。

次に、志布志市農業公社の分についてご説明申し上げます。

まず、議案書97頁の総括表でご説明申し上げます。

公告日は平成30年3月30日で、始期が平成30年4月1日です。

設定期間は、1年から9年4か月です。

利用権の設定面積は、田が1万7,524㎡、畑の4,191㎡です。合計しますと2万1,715㎡です。

利用権の設定をする者の数は10名で、利用権の設定を受けようとする者は1名であります。

詳細につきましては、98頁から101頁の明細表をご確認ください。

次に、利用権の転貸について、議案書102頁の総括表でご説明申し上げます。

公告日は平成30年3月30日で、始期が平成30年4月1日であります。

設定期間は1年から9年4か月です。

地目別の内訳は、田が1万7,524㎡、畑の4,191㎡です。合計しますと2万1,715㎡です。

利用権の転貸をする者は公益財団法人志布志市農業公社の1名、利用権の転貸を受けようとする者は8名であります。

詳細につきましては、103頁から106頁の明細表をご確認ください。

以上で、議案第24号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について説明を終わります。

ご審議方よろしく願いいたします。

ただいま説明がございましたが、利用権の設定について、これより審議にはいります。

最初に、28ページ、番号1番から、96ページ、番号187番までと、27ページの総括表を審議いたします。

これにつきまして、なにかご意見ございませんか。

会長 山下

会場		(なし)
会長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
会長	山下	異議なしと認めます。 次に、98 ページ、番号 1 番から、101 ページ、番号 10 番までと、97 ページの総括表を審議いたします。 これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
会長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
会長	山下	異議なしと認めます。 次に、利用権の転貸につきまして審議いたします。 103 ページ、番号 1 番から、106 ページ、番号 9 番までと、102 ページの総括表を審議いたします。 これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
会長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
会長	山下	異議なしと認めます。 よって日程第 9、議案第 24 号、農用地利用集積計画決定については、原案どおり決定いたしました。 次に、日程第 10、議案第 25 号、農業委員会活動の平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてを議題といたします。 事務局で、説明をいたします。
局長	福岡	はい、議長。 それでは、議案第 25 号、農業委員会活動の平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、ご説明申し上げます。 この案件につきましては、平成 29 年第 5 回定例総会の議案第 46 号でご承認いただきました、29 年度の活動等の点検・評価等につきまして、ご承

認いただくものでございます。

本日の総会で承認いただきますと、これを市のホームページへ掲載し、市民から意見を求め、最終調整を行い、再度 5 月の定例総会へ提案するものでございます。

この様式で用いる、農家数、農業者数等においては、農林業センサス及び作付面積統計調査の数値を用いるよう、国からの統一化が図られております。

まず、108 ページは、農業委員会の状況でございます。

1 の農業の概要としまして、耕地面積 6,640ha、経営耕地面積 4,260ha、遊休農地面積 193.4ha、農地台帳面積 7,169ha となっております。

その下の、総農家数は 2,133 戸で、農業就業者数 2,307 人、認定農業者数は 510 経営となっております。

109 ページは、担い手への農地の利用集積・集約化の状況で、29 年 3 月現在のこれまでの集積面積は 4,554ha、集積率 68.58%で、29 年度は 18ha の集積がされたところでございます。

110 ページは、あらたに農業経営を営もうとする者の参入促進で、2 の平成 28 年度の目標及び実績は、2 月末で、8 経営体、160%の達成状況でございます。

111 ページは遊休農地に関する措置に関する評価で、これは、委員皆様方で調査していただきました、利用状況調査の結果を、データに反映させ、精査を行いました結果、遊休農地が 24ha 増となったところでございます。

112 ページは、違反転用への適正な対応で、これも利用状況調査の結果 24ha の違反転用が実績として上がってきたところでございます。

113 ページは、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検で、3 条申請の件数 129 件、農地転用に関する事務が 71 件でございます。これらは、2 月分までの実績でございます。

114 ページは、農地所有適格法人からの報告への対応についてでございますが、未提出が 12 法人あり、ただいま催告がしてあるところでございます。

その下の、情報の提供等から、115 ページの事務の実施状況につきましては、お目通しをお願いいたします。

この、点検・評価は、先ほど申し上げましたように、市のホームページ

		<p>に掲載いたしまして、再度 5 月の総会で、承認をいただくということになっております。以上で、説明を終わります。ご審議方、よろしくお願い申し上げます。</p>
会長	山下	<p>ただいま説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場		<p>(なし)</p>
会長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、これで決定することにご異議ございませんか。</p>
会場		<p>(異議なし)</p>
会長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 10、議案第 25 号、農業委員会活動の平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価については、決定しました。</p> <p>次に、日程第 11、議案第 26 号、農業委員会活動の平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてを議題といたします。</p> <p>事務局で説明をいたします。</p>
局長	福岡	<p>はい、議長。</p> <p>それでは、議案第 26 号、農業委員会活動の平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてをご説明申し上げます。</p> <p>この案件につきましても、本日の総会で承認いただきますと、これを市のホームページへ掲載し、市民から意見を求め、最終調整を行い、再度 5 月の定例総会へ提案するものでございます。</p> <p>まず、117 ページは、農業委員会の状況でございます。</p> <p>1 の農家・農地等の概要ですが、農家数、農業就業者数等につきましては、29 年度とおなじく、農林業センサス及び作付面積統計調査の数値を用いております。</p> <p>耕地面積 6,620ha、経営耕地面積 4,260ha、遊休農地面積 235.8ha、農地台帳面積 7,115ha となっております。</p> <p>118 ページは、担い手への農地の利用集積・集約化の状況で、30 年度は、20ha を目標としております。</p> <p>その下の、3、あらたな農業経営を営もうとする者の参入促進ですが、4 経営体を目標としております。</p> <p>119 ページは遊休農地に関する措置に関する事として、解消面積目標</p>

		<p>といたしまして10haを目標といたしたところでございます。</p> <p>その下の、5、違反転用への適正な対応でございますが、委員皆様方の利用状況調査、日常活動等の中で、農地法の周知徹底、違反転用者への適正な指導につきまして、適正な対応が求められるところでございます。</p> <p>また、先ほども申し上げましたが、この活動計画につきまして、市のホームページに掲載いたしまして、再度5月の総会で、承認をいただくということになっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>ご審議方、よろしくお願い申し上げます。</p>
会長	山下	<p>ただいま説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
会長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、これで決定することにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
会長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第11、議案第26号 農業委員会活動の平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画については 決定いたしました。</p> <p>次に、日程第12、議案第27号、非農地通知に係る対象農地の承認についてを議題といたします。</p> <p>事務局で説明をいたします。</p>
主任主査	中尾	<p>はい、議長。</p> <p>それでは、議案第27号 非農地通知に係る対象農地の承認について、ご説明申し上げます。議案書は、120ページから140ページでございます。</p> <p>議案書に記載されてあります、番号1から394までに記載されている農地は、毎年7月から9月にかけて、農業委員及び調査協力員の皆様に行っている荒廃農地調査において、その調査結果が、平成28年及び平成29年のどちらも、農地としての再生利用が著しく困難と見込まれる、B分類であった農地です。</p> <p>その内訳は、登記地目 田185筆 161,685㎡、畑207筆 244,211㎡、登記地目 原野 以前の現況地目 畑1筆 241㎡、登記地目 山林 以前の現況地目畑 1筆 757㎡、計394筆 406,894㎡となります。</p>

	<p>また、農業振興地域内外による内訳は、農用地外農地が、393筆 406,593㎡、農業振興地域外農地が、1筆 301㎡となっております。</p> <p>本案件は、これらの農地を、農地法第2条第1項に該当しない、非農地と判断することにつきまして、承認を求めるものでございます。</p> <p>なお、非農地と決定された農地につきましては、非農地通知書の発送とともに、農地台帳より削除されます。</p> <p>以上で説明を終わります。 ご審議方、よろしくお願いたします。</p>
会長 山下	<p>ただいま説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	(なし)
会長 山下	<p>ご意見もないようでございますので、これで決定することにご異議ございませんか。</p>
会場	(異議なし)
会長 山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第12、議案第27号非農地通知に係る対象農地の承認については 決定いたしました。</p> <p>次に、日程第13、議案第28号、志布志地域の農地の振興に関する計画案協議についてを議題といたします。</p> <p>ここで、説明のため、農政畜産課より職員が来ておりますので、参列いたします。</p>
会長 山下	<p>(農政畜産課 着座)</p> <p>それでは、農政畜産課、説明してください。</p>
農政畜産課 課長補佐 北野	<p>(農政畜産課 説明)</p> <p>志布志地域の農業の振興に関する計画について説明申し上げます。</p> <p>本計画は、平成27年11月20日に策定しており、畜舎に隣接する農家住宅について計画を策定したところです。今回、イチゴ農家の作業場に隣接する農家住宅について相談があり、追加して計画の変更をお願いするものです。この27号計画は、農地転用の要件を満たさない場合に、計画を策定し、許可を可能にするものです。</p> <p>計画を策定する要件としましては、地域の農業振興に資すること、定期的な検証を行うこと、代替地の検討、土地改良事業を行っているところは8年以上経過していること、5年以内に事業を実施すること等が条件とな</p>

		<p>っています。</p> <p>また、前回承認していただきました畜舎隣接の農家住宅については、昨年8月に完成しており、順調に担い手が育ってきております。なお、平成29年度で20名の担い手が、新規に農業者となっているところです。</p> <p>別紙資料を配布しておりますのでよろしくお願いたします。</p>
会長	山下	<p>ただいま説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
会長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、</p> <p>ここで、農政畜産課職員は、退席いたします。</p> <p>(農政畜産課 退席)</p>
会長	山下	<p>それでは、おはかりします。志布志地域の農地の振興に関する計画に係る意見については、適切であると判断することに、ご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
会長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第13、議案第28号、志布志地域の農地の振興に関する計画に係る意見については、適切であると、市長に提出することに決定いたしました。</p> <p>以上で、全日程を終了いたしました。</p> <p>これで、本日の会議を終了いたします。</p> <p>ご苦労様でした。</p>